

第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

- 1 日 時 平成27年8月5日(火) 午後1時30分～3時20分
- 2 場 所 やまなしプラザ オープンスクエア
- 3 出席者
(委員)
小林千尋、柳田正明、竹内正直、藤井道孝、志村隆司、有田明美、石合千年、望月雄三、佐久間史郎、関根ふじゑ、小澤秋恵、浅川よし子

(県側等)
福祉保健部長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、防災危機管理課、福祉保健総務課、産業人材課、道路管理課、建築住宅課、新しい学校づくり推進室、警察本部地域課、山梨労働局、

(事務局) 障害福祉課
企画推進担当(5人)、自立支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、心の健康担当(1人)
- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 福祉保健部長あいさつ
 - (3) 会長あいさつ
 - (4) 議事
 - ・「やまなし障害者プラン2012」の目標達成状況について
 - ・その他
 - (5) 報告
 - ・山梨県障害者幸住条例の改正の検討状況について
 - ・山梨県自立支援協議会からの報告について
 - (6) その他
- 6 会議に付した議題
 - ・「やまなし障害者プラン2012」の目標達成状況について
- 7 議事の概要
 - (1) 議題「「やまなし障害者プラン2012」の目標達成状況について」について

議題について、資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました。この内容についてご質問はありますか。

(委員)

資料1 - 3の「第3期山梨県障害福祉計画の実施状況」の精神科病院における1年未満入院者の平均退院率は平成25年度の77.6%で、かなりいい率をしめしているが、その方々の退院後の行き先がわかりましたら教えていただきたい。

(事務局)

具体的な数字を今、資料として持ってお示しできないのですが、グループホームへの入所や、ご自宅へ戻られた後のピアサポーターなどの家庭訪問などございますので、地域に戻って生活をなさっているといった状況です。

(委員)

おそらくグループホームではないかと考えていました。私も3年ほど前に多少ですが、ある精神科の病院に勤務しておりまして、グループホームで共同生活をして、いろいろな職業訓練をする訳ですが、一番感じたのは、精神科病院の入院者が高齢化してきました、当然両親も高齢化し介護を受けるような立場になり、自宅へ戻れない、また兄弟も新しい生活があり高齢化している、今後こうした方々をどうしたらよいか、というのは、私ども市町村長としても非常に厳しい現実が待っているということを感じ、ご質問させていただいたところでございます。ありがとうございました。

(議長)

私どもも同じような懸案を持っていた訳ですが、今、委員からの言葉もありましたが、何か回答はございますか。

(事務局)

後ほど、少しお時間をいただいてこの点についてご説明させていただきたいと思っております。

(議長)

わかりました。では他に何かございますか。

(委員)

障害者の雇用全般にかけてご質問したいと思えます。4ページ目の「民間企業における障害のある人の法定雇用率の達成」が89.5%ということで、法定雇用率を下回っているということですが、いろいろな面でパソコンの職業訓練を行ったりですとか、ジ

ジョブコーチの派遣等で就職者の方達のサポートをしているといった形など、精神障害者等においても、ジョブコーチの派遣等に対するサポート体制の内容など、今の状況を全般的にお話いただきたいと思ひまして質問いたしました。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

労働局の方も同席いただいております、就労支援全般ということでお話をさせていただきます。今、委員からご指摘がありましたとおり、障害者の就労支援、特に企業の就業につきましては、経済的な自立を図るといふ極めて重要な課題だということと理解しております。先ほど、達成項目が低いところで県版障害者ジョブコーチの派遣が少ないということをお叱りを受けるところですが、あらゆる手を講じているところでございまして、支援を行う体制を今一度見直しを行い、どうやっていけば充実していくのかということをおもも、今後の課題として考えていきたいと思ひます。特に、障害者雇用率につきましては、全国平均が1.82%、山梨の数字が1.79%という数字でございます。目標は、法律で定められている2%ということですから、法律を未達成という状況になってきます。今後、少なくとも法律で定められた数字をクリアできるように関係機関と連携して積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

続けてご質問させていただきます。県版ジョブコーチの派遣の関係で、年数か、月数ですか、私たちわからないものですから、期間を教えてください。また、せっかくパソコンの技術を習得したのに、その就職状況がどのようになっているのか詳しくお話をいただきたい。

(議長)

ジョブコーチについて事務局よろしいですか。

(事務局)

県版ジョブコーチの派遣の記載回数についてご説明いたします。回というのは例えば1日という単位で考えた時に、1回障害者のところに向いてジョブコーチが支援をした回数ということでございます。昨年の数字で見ますと110回ということですので、ジョブコーチが当事者のもとに向いて直接支援を行ったということでございます。こちらの数値につきましては、当初、計画を策定した時に、多い活動量を想定しておりましたところ、ジョブコーチが実働する人員が、当初95名いたところ、現状、事業実施から時間が経ち、状況が変わって人材が少なくなったということで、ニーズはあるのですが、なかなか答え切れていないのが現状でございます。また、パソコンにつきましては、社会的な自立に向けまして、障害福祉のみならず、職業訓練の場等に行きましても

パソコンを使うことで就労の場を得るという形での取り組みは進めております。ただ正直なところ、そういった訓練を得た方の全てが就職できるという状況ではございません。数字を持ち合わせておらず申し訳ございませんが、現在のところ、こういうことに取り組むということで、事務系の領域に障害者の方が進出をしていくことへの一助にはなっているとお伝えすることはできるかと思えます。

(議長)

他にありますか。

(委員)

同じ関連ですけれども、精神障害者や知的障害者の就労の定着率はどのようになっていますか。離職者は出ずに100%の定着率なのか、その辺も教えていただきたい。

(事務局)

今ご指摘いただきました、精神障害者や知的障害者の方ですが、就労の定着率は100%ということではございません。ジョブマッチングが非常に重要なところでございまして、実際に就職はしてみたけれど、職場が水に合わずご自身で退職されるケース、あってはならないのですが、企業の経営が立ちゆかなくなり、離職をしてしまうというケースも皆無ではございません。ご指摘のとおり、職には着いたけれど、もう一度チャレンジをしていくというところをどうしていくのかが重要な課題でございます。再チャレンジ支援と私も呼んでおりますが、障害福祉サービスの中に、先ほどの数値目標の中に出ておりましたが、就労移行支援というものがございます。こういった福祉サービスを使ったり、職業訓練の機会を使ったりして再チャレンジをするということで、職に着かずにお家にいてしまうケースをできるだけ少なくするという努力を続けているところでございます。

(委員)

最後でございますけれど、障害者の人達が就職して企業からいただける賃金は、健常者と同等の賃金をお支払いいただいていると思うのですが、そういうことについて差別化はないでしょうか。どのような状況になっているか教えていただきたい。

(事務局)

当然、働く内容に応じて給料は決まっております。ですから健常者と同様な仕事をすると当たって、障害者が割り引きをされるということは全くない話であると言えます。こういったところで、割り引かれたりするというのは、障害者差別、虐待に当たります。こういったことがないように労働基準監督署が綿密に調査を行い、そういった事案を防止しております。

(委員)

ありがとうございました。

(議長)

他にありますか。

(委員)

雇用率についてですが、全国は1.82%、山梨ではこれに近いですが低いと、法定の2%以上のところの教訓といいますか、どのような県があって、どういう取り組みを行っているのか、また、雇用率を高めるためにどのような努力を行っているか、お調べになったところがあれば教えていただきたい。

(議長)

事務局いかがですか。

(労働局)

雇用率につきましては、毎年6月1日現在の状況の報告を求め集計をしているところでございます。本年の状況も集計中ではございますが、各都道府県、いろいろな施策を講じているところですが、山梨県においてはまだまだ中小企業が多いということで、労働局や各ハローワークがいろいろな企業の方に障害者雇用の指導に回って行っているところでございますが、25年から26年にかけては雇用率が上がったのですが、まだまだ全国平均の1.82%を下回っている状況ですし、法定雇用率2%を下回っている状況ですので、全国平均以上になるように取り組んでいるところでございます。ハローワークで障害者の職業紹介を行っており、厚生労働省の方で、全国の取組状況などを、私どもの方に提供いただき、それを参考にしているところでございますけれども、各県の状況が、企業の規模であるとか、山梨県ですと通勤面であるとか、各県全く同じ状況ではないところもございますので、そういったところで一概に、雇用率が上がらないといった状況です。

ただ、今、どこの県がどうという事例がうまく説明できる資料がございませんのでご説明できないのですが、毎年6月期報告の状況を本省の方で公表しておりまして、全国の雇用率の数値についても公表している状況です。山梨県の状況は、中小企業が多いため、ゼロ雇用が多いという状況ではございます。ただ、6月期報告は、50人規模以上の事業所のみの報告を求めておりまして、全ての事業所ではございません。

(委員)

ありがとうございました。進んだところの教訓的な取組が聞けなかったことが残念ですが、中小企業が山梨は多いということなのですが、そこでの2%、例えば50人規模とすれば一人雇っていただければ、2%になる訳なので、ある意味では、その企業のどのような仕事があって、どういう技能をもっておればやれるのかということも把握できれ

ば、言いましたら、ジョブコーチや、あるいは行政の雇用の推進担当者が足繁く通っていく、お話ししていくと言うことが大事ではないかと、よく事情のご説明がなかったのもまたの機会にわかれば教えていただきたいと思います。

(議長)

次の質問はいかがですか。

(委員)

お金ことばかりあまり言いたくないのですが、ピアサポーターをやっており、就労支援B型のクリーニング業についているのですが、そのお仕事を毎日休んでピアサポーターのお仕事に出かける訳ですが、今までは日給月給だったものが、担当者から今度、時間給になるとご説明いただいて、県の方の理由も情勢が厳しいということで伺っているのですが、具体的においくらになるか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

(議長)

お答えをいただけますか。

(事務局)

これにつきまして、昨年度の状況は調査中ということで公表できないのですが、概ね数字はつかんでおりますが、いわゆる就労継続B型といわれる事業所で、概ね月でならしめると平均工賃が月額で15,000円程度と言われております。私ども調査をしていて感じたところですが、B型という例えをとってみても工賃がもう少し高い水準にあるところと、そうではない1万円を下回る事業所ということで、やや二極化しているような状況は感じます。また、A型の事業所、B型の事業所、そういった福祉施設で働く場があるのですが、労働時間をきちんと担保できていないような事業所もあるという状況も聞いております。

例えば、障害の特性に応じてということですが、朝9時から午後3時までずっと働くという働き方もあるのですが、そうではなくて、障害の特性の中で、3時間なら集中できるけれど、午後はゆっくり時間を過ごしたいというような個々のニーズがあるということも現場の声から聞いております。そういった状況、制度ができて、ちょうど10年ぐらいになるのですが、そういった在り方についても、厚生労働省の方にも話をしながら、考える機会があればと思っております。

(議長)

他にありますか。

(委員)

しつこいようですが、ピアサポーターの時間給ですが、そちらの方はおいくらになるのでしょうか。

(事務局)

ピアサポーターの時間給ですか。ご契約をいただいているということですか。申し訳
ございません、私どもの方で把握はしていないところでございます。

(委員)

記録はないということですか。

(事務局)

ピアサポーターとしての単価ということですか。すみません、持ち合わせていないと
ころでございますので、後ほどお話をさせていただきたいと思います。

(委員)

よろしく願いいたします。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

前のもののデータということで、これを変えろという訳ではないのですが、低い数値
が出たものに関しても共生社会の理解は進んでいくであろうし、54%まで持ってくる
のもなかなか難しい課題なので、伸びたかなという印象は持っています。それと、低か
った25%の協議会の設置は、今後、計画の見直しに随伴して増えていくだろうという
風に思いますので、見た感じでは予想つく数字が出ているのかなと思いました。

ただ、先程来、ご指摘のジョブコーチの部分は、県版ですと1号、2号、職業センタ
ーに所属するものなのか、その種別でいくと、どこなのかということが気になりました
が、かなり議論もいったので、私は特によしとして、なによりももっと気になったには、
29番の特別支援学校の小・中学校等への訪問支援の達成率が661.5%となってお
ります。他のところは100%を超える、100%を切るとバラツキが限られていると
思うのですが、ずばぬけて661という数字がでてくる。これを例えば、総合評価みた
いな形で数字が出てしまって、他の政策と比べられた時に障害者福祉よくやってきてい
るといった評価に影響しないか心配で、この数値の扱い方をご検討いただけないかと思
いました。

(新しい学校づくり推進室)

これは回数になっておりますので、なぜこんなに増えたかと申しますと、この対象と
なる子供達、支援学級に在籍する生徒が増えていることと、あと一点は、特別支援学校
の先生方がコーディネーターとして派遣されていく訳ですが、その先生方の相談する時
間を増やしているといこともあります。あともう1点、25年度から特別教育推進プラ

ンにのっとりまして、体制強化事業というものが始まりまして、その中で、P T , O T、心理士といった専門家を一緒に派遣するような事業を行っておりますので、回数が増えていったということなので、このところは、回数というよりは、対象者に対してどのくらい行っているかといった数値を変えた方がいいのかと、ご指摘を受けて感じました。

(委員)

特別支援学校がセンター的機能を求められているところですので、この数値のものは決して悪いものではない。あくまでも他の統計の影響というレベルの話で、今後とも伸びていくことを望むところでございます。ありがとうございます。

(議長)

よろしいですか。他に何かございますか。

(委員)

3ページになります、14番目と15番目、26番目の事業についてお伺いいたします。まず、15番目の警察官の手話技能の向上という点なのですが、聴覚障害者が例えば警察を利用するということは緊急のことだと思います。そこで警察官が手話を学んでいただいてコミュニケーションを取ってくださるというのは大変助かることですが、やはり中味が法律に関わることなので、きちんと手話通訳の派遣という形で手話通訳を介した上でのコミュニケーションをきちんと取って、情報保証を聴覚障害者にさせていただきたいという点です。それと、前後しますが、14番目の地域防災リーダーの養成の件ですけれども、話しは違うことになるかもしれませんが、各市町村が消防署に手話通訳者の名簿をお渡ししています。山梨県聴覚障害者情報センターの働きかけで、それが可能になっています。例えば聞こえない方が何か緊急があり、救急車を呼んだ場合に、消防署から手話通訳の派遣を要請するような仕組みを作っていますが、なかなか機能されていないという状況になっています。実際に情報センターだけの働きかけだけでは、どうしても限界がでてきます。ぜひ県行政からもこうした機会に働きかけをお願いしたいと思います。この内容自体が済んだ内容ですけれども、また今後、そういったことも考えていただきたいと思います。あと、26番のホームヘルパー養成研修のことについてですが、聴覚障害者の中にも、ヘルパー2級をお持ちの方がおられます。それは平成17年にハローワークや県の支援を受けて、聞こえない人だけのヘルパー講座というのが実現しました。しかし、今、高齢化社会を迎え、聴覚障害者もヘルパーの必要性が大変できています。けれども、ろうヘルパーの数が大変少なくなっています。また今後、こうした聞こえないヘルパーの養成というのも視野に入れていただければと思います。

例えば、他県をみますと群馬県など、県の予算で聞こえない方々のヘルパーを養成するという取り組みが大変進んでいます。高齢のろうの人達の支援にあたっています。聴覚障害者も今後、必要性ができてくるかと思っておりますので、ぜひ県も聞こえない方のヘルパーということでご支援いただければと思います。すみません、終わった事業への意見ですけれども。以上です。

(議長)

何かコメントがありますか。

(警察本部地域課)

手話技能の向上と言うことで、毎年、全警察署から交番駐在所に勤務する20名を選抜しまして講習を受講させていただいております。この事業は、警察ですので、異動というものが伴いますが、過去に同じ講習を受講している者を積極的に受講させているという現状であります。詳しい手話の内容ができるかということ、あいさつ程度かかもしれませんが、そこから、普段に移り変わって、障害者の方と会話ができれば、という入口の部分になりますが、心開いていただくための講習内容になっていきますので、そういったところから手話技能の向上について毎年させていただいております。

また、警察署の施設についてですが、確かに専門的な法律等を扱うこともあります。そういった場合に、なかなかそういう手話の技能を持っている者が警察にはいませんので、地域課を介して協会の方や情報センターへ協力要請いただいて、派遣等を検討させていただきたいと思います。また支援ボードというものを各警察署、交番駐在所に置いてありますので、そういったことも活用させていただいております。

(委員)

引き続きすみません。受講していただいて大変ありがたく思っております。実は手話というものは大変難しいものです。確かにあいさつをしていただき、きっかけ作りはありがたいのですが、交通事故があったときなど、法律に関わるような込み入った話になった時には、きちんと中立の立場である手話通訳の派遣をお願いしたいと思います。そうしますと聴覚障害者も安心してお話ができるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(警察本部地域課)

今回のお話を検討させていただいて、しっかり対応していきたいと思います。

(議長)

よろしいですか。他に何かございますか。まだ他に報告がいくつかございますので、ご質問、ご意見がなければ次に進みますが、ただ、議長が一つ、お願いがございます。先程来、いろいろなご回答を頂戴しておりますけれども、数字に持ち合わせがないというお話がございましたけれども、可能な限り、この席で数字が公開できるような開示できるような、そういう資料をお持ちいただくことが大事だろうと思います。この機会が何回もあるわけではございませんので、できれば、今後の委員会の中では情報の共有が我々と行政が一体となることができるようにお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、第(1)の議題である「やまなし障害者プラン2012」の目標達成状況

については、事務局の説明どおりで決定することでご意義ございませんか。

(委員)

はい。

(議長)

ありがとうございます。それでは、本件についてはご了承させていただきます。

(2) 議題「その他」について

議題について、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

それでは、議題(2)その他について、何かご質問、ご意見がございますか。

(委員)

それでは、スポーツ関連のことを少しお話したいと思います。2020年にオリンピック、並びにパラリンピックの開催国になりまして、東京で行われることが決まっております。本県では、優秀なパラリンピックに出場される選手で毎回、出場されている鈴木さんなど、そういう方達がいらっしゃるのですが、その人達を強化するための何か特別なシステムがあるのかどうか、それから今後2020年に向けて障害者スポーツをどのような方向へ持っていくのか、それとも、その中に、希望的にその選手を育てれば、優秀な成績が出せるような方がいらっしゃるかどうか、そのような選手の発掘がどのような状況になっているか、予算措置の面と、選手の発掘の件と、障害者スポーツのこれからの振興の件についてお話をしていただきたい。

(議長)

この件について、お答えをお願いします。

(事務局)

ただ今、委員からご指摘のありました、2020年東京オリンピック、パラリンピックへの取り組みの件でございますが、一つは競技力の向上ということでございまして、もう一つは東京オリンピック・パラリンピックの機会を通じまして、特に障害を持った方がスポーツに取り組む環境をどうやって整備をしていくかという2つの側面で考えることができるかと思っております。オリンピックに出る強化選手の育成等につきましては、役割分担が決まっております。従来、障害者スポーツにつきましては、厚生労働省が所管しておりましたが、昨年度から文部科学省の所管となりました。すでに報道等にも出ていますとおり、スポーツ省というものができるまで、今後担当していくということで、残念ながら障害福祉課の担当ではないのですが、先ほどお話しがありました山梨市の選手である、鈴木徹さん、義足のジャンパーということで、すばらしい成績をおさめられ

ております。そういった方々の支援を従来からさせていただいております。近年であれば、最近テレビ等でもご覧いただいたかと思いますが、視覚に障害をお持ちで、もともとは福島県出身の方なのですが、安西飛呂くんという現在、高校2年生になります陸上800メートルの種目に出ている選手でございます。たまたま、県が行う障害者スポーツ大会に参加いただいたところ、極めてスピードが速いと言うことで、そこからステップアップをしていって、今、アジアパラリンピックといった世界大会にも出場するレベルも持っております。こうしたアスリートが、オリンピックに出場するということはナショナルレベルと言いますか、どういう形でできるかはともかくといたしまして、県としても応援していく体制をとっていきたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

障害者スポーツ大会が毎年度、各県の持ち回りで行われております。山梨県は、優秀な成績をおさめている選手が大勢いらっしゃいますから、金メダルや銀、銅など、他県にはない人口の少ない県でありながら、そういうメダルの獲得については、相当に優秀な成績をおさめているのではないかと思います。そういう人達の中から、今からですと、あと4年か5年しかございませんので、時期的に間に合わないかもしれませんが、過去にそういう人達がいて、養成できるような人はいらっしゃらないのですか。

(事務局)

ただいま委員からお話がありましたのは、全国持ち回りということですから、毎年国体の後に開催される全国障害者スポーツ大会のことを指していらっしゃるかと思います。私も不勉強でしたが、全国障害者スポーツ大会で金メダルを取るとパラリンピックに行くと早合点したところもあったのですが、パラリンピックと全国障害者スポーツ大会では必ずしも種目が一致していないところがございます。先ほど、お話ししました安西君の例でございますけれども、彼は800メートルが得意なのですが、全国スポーツ大会は短距離、長距離の区分が違いまして必ずしも一致はしないのですが、ただ、陸上という大きなところで言いますと、彼は非常に有望でありまして、昨年度行われました長崎県の大会でも金メダルをとってまいりました。私ども、そういった部分から将来に光る選手を探すべく、後半戦から全国大会に向けた強化練習等ありますので、そういう場面を通じまして育成等できるように頑張っていきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございました。

(議長)

それでは、特別にその他の項目でございませでしたら、以上にさせていただきたい

と思いますがよろしいですか。

(委員)

お時間のないところを申し訳ありません。聴覚障害者の援護施設として山梨県に唯一ある山梨県聴覚障害者情報センターについてなのですが、私たちが拠り所とする施設であります。そこは、県の委託として手話通訳者の養成、要約筆記者の養成事業を行っているところですが、実は施設の話になるのですが、暑い夏の間も冷房がなく、寒い冬も暖房もなく、センターの職員の方が扇風機や電気ストーブなど準備なさっているという状況になっていまして、養成する環境としては良い環境とは言えない状況となっております、夜間の利用ということで、なかなか難しいかもしれませんが、ぜひ考えていただければと思っています。その他ということで話させていただきました。

(議長)

では、そのことについてはご検討よろしく申し上げます。他になければ以上にさせていただきますたいと思います。これをもって、議題を終わりたいと思います。ありがとうございました。

8 報告の概要

(1) 報告「山梨県障害者幸住条例の改正の検討状況について」

資料により、事務局から説明した後、意見交換を行ったが、質疑、意見交換は無かった。

(2) 報告「山梨県自立支援協議会からの報告について」

資料により、事務局から説明した後、意見交換を行ったが、質疑、意見交換は無かった。

9 その他の概要

(司会)

続きまして、最後になりますが、次第の6「その他」でございますが、事務局から何かありますか。

(事務局)

今後の施策推進協議会の実施予定になりますけれども、今年度、先ほどご報告を申しあげましたとおり、障害者幸住条例の改正について検討がされているところでございます。昨年度、障害者プラン2015、今年度からのプランを検討していただいておりますが、そのプランにおいては、障害者差別解消法等に関する施策について、この幸住条例の改正に併せて追加するというようにしておりますので、条例改正の進捗状況に併せて、このプランに追加すべき事項についてご審議いただきたいと思います。今年度また、この条例改正の進捗状況をみまして、改めてご連絡を申し上げたいと思います。

ので、その際については、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(司会)

事務局からは以上ですが、委員の皆様の方からは何かございますか。

(委員)

今回の会議の資料なのですが、前もっていただければ、十分に読んで協会でも検討してお話できるかと思ひますので、次回はぜひ早めに送っていただければありがたいので、よろしくお願ひします。

(事務局)

大変申し訳ございませんでした。次回の会議の際には早めに資料を配付するようにいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。